

## 平成29年度奥州市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度奥州市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	43,922戸	
(2) 年間総配水量	14,191,000m <sup>3</sup>	
(3) 一日平均配水量	38,879m <sup>3</sup>	
(4) 主要な建設改良事業	創設事業	490,123千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,204,170千円
第1項 営業収益	2,411,943千円
第2項 営業外収益	791,274千円
第3項 特別利益	953千円

支出

第1款 水道事業費用	3,132,639千円
第1項 営業費用	2,729,078千円
第2項 営業外費用	348,286千円
第3項 特別損失	53,115千円
第4項 予備費	2,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,318,693千円は、過年度分損益勘定留保資金 626,735千円、当年度分損益勘定留保資金 432,419千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 99,539千円及び建設改良積立金160,000千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	1,162,306千円
第1項 企業債	562,500千円
第2項 出資金	430,659千円
第3項 補助金	147,700千円
第4項 負担金	21,445千円
第5項 寄附金	1千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支出

第1款 資本的支出	2,480,999千円
第1項 建設改良費	1,550,427千円
第2項 企業債償還金	930,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
アセットマネジメント策定業務	平成29年度から平成30年度まで	10,336千円
中央監視装置統合更新工事	平成29年度から平成31年度まで	448,200千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
創 設 事 業	175,100	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資先と協定した方法による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
配水施設整備事業	377,400			
水道管路耐震化事業	10,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第8条に定める経費以外の同一款内の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 230,460千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債支払利息等の費用に充てるため、奥州市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、469,958千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、22,620千円と定める。